

働き方改革関係助成金と みやざき働き方改革推進支援 センターのご案内

みやざき働き方改革推進支援センター
登録専門家 社会保険労務士 園田実穂

『働き方改革推進支援センター』は、働き方改革に取り組む事業主の相談拠点として平成30年度から全国の労働局単位で設置されています。

みやざき働き方改革推進支援センターの概要

(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

(電話) フリーダイヤル 0120-975-264

(FAX) 0985(27)1871

(メール) hk45@mb.langate.co.jp

(住所) 宮崎市橘通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302

(ホームページ) <http://hatarakikatakakaku.mhlw.go.jp/>

みやざき働き方改革推進支援センターの体制・活動内容

社会保険労務士26名が

- ① 従業員の処遇改善、長時間労働の是正、各種助成金等に関する相談
- ② 社会保険労務士の個別訪問によるコンサルティング
- ③ 各種企業・団体等でのセミナーの開催や出張相談会など「働き方改革」に取り組む事業主の皆様への支援活動を無料で行っています。

こんなことで悩んでいませんか？ぜひお気軽にご相談ください。



- 残業を減らしたい
- 36協定の作り方を知りたい
- 非正規雇用労働者の待遇を改善したい
- 同一労働同一賃金への対応はどうすればよいか
- 就業規則を見直したい
- 最賃が上がっているが、どう対応したらよいか
- 従業員が定着せず、人手不足で困っている
- テレワークへの対応はどうすればよいか
- 助成金を利用したいが、使い方が分からない

『合同相談会』のご紹介

○ 宮崎商工会議所における合同相談会

毎月一回、定期的に『宮崎商工会議所の**経営指導員**』、『働き方推進支援センターの**社会保険労務士**』、『宮崎県よろず支援拠点所属の**税理士・中小企業診断士**』が合同で、補助金・助成金をはじめ、事業所からの各種の相談に対応しています。

※メリット

- ①厚生労働省の助成金と他省庁等(経産省や宮崎県)の補助金の相談を同じ会場で**一元的に受ける**ことで、各事業主に応じた**的確な助成制度等の案内が可能**となる。(三者が互いに補完し合う。)
- ②経産省の補助金でも労働条件通知書や賃金台帳の添付が必要な場合がある。

**商工会議所相談会での相談内容のほとんどが助成金関係
助成金の申請手続は、事業所内の労働環境の見直しや労働
条件の向上に非常に効果的**

※就業規則の見直しや制定、36協定の策定、出退勤記録の整備、賃金台帳の整備、労働条件通知書の確認、賃金未払い(時間外手当や深夜割増賃金、短時間労働者の労働時間計算等)の有無の確認や解消、最低賃金との比較(月給者の場合の時間換算額算定)など

一方、厚労省の助成金制度については、知らない事業所が多い。

宮崎市以外の地区にも宮崎商工会議所と同様の合同相談会方式が広まることが望まれます。

働き方改革関連助成金のご紹介 (事業所の労働時間設定改善を支援するための助成金)

働き方改革推進支援助成金 (5 コース)

助成率は75%から80%

① 労働時間適正管理推進コース

勤怠（労働時間）管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を採用した場合に助成

※ネットワーク型タイムレコーダー等出退勤時刻を自動的にシステム上に反映させ、かつデータ管理できるものとし、当該システムを用いて賃金計算や賃金台帳の作成・管理・保存が行えるものを導入したとき。

助成金の上限額100万円

- ② 適用猶予業種等対応コース(主に労働時間の上限規制関係)
建設業、運送業、病院等が対象で36協定の縮減、4週8休の導入、勤務間インターバルの導入などを行った場合に助成
活用事例;トラックの購入、建設重機の購入、ドローンの購入などがある。
- ③ 労働時間短縮・年休促進支援コース
36協定の縮減、休日労働の縮減、時間単位年休制度や特別休暇制度を設けた場合などに助成
活用事例;商用車(普通バン)の購入、大型冷蔵庫の購入、全自動梱包機の購入、ネットワーク型タイムレコーダーの導入などがある。

④ 勤務間インターバル導入コース

中小企業事業主が新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入した場合に助成

⑤ 団体推進コース

3社以上で組織する中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して助成(助成率100%)

商・工・建設業団体、事業協同組合などが対象で県単位団体の場合助成額上限1,000万円、地区単位は上限500万円

活用事例； 商店街イベントの新聞広告、祭りにちなんだ商品開発、大型自動昇降機の導入、アーケードに設置する横断幕用ボタン上下移動装置の設置、販路拡大のための研修会の開催など

生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金

『業務改善助成金』

事業場内の最も低い賃金(事業場内最低賃金)が897円から946円に設定してある事業所が、賃金を引き上げ、生産性向上のための設備投資等を行った場合に引き上げた労働者の数や引き上げた額に応じて一定額(助成率は75%から90%)助成

活用事例; オートシャンプー台の導入、洗髪用バブル発生装置の導入、床清掃機械の更新、印刷業の自動用紙計数機の導入など

制度の概要



※賃金引上げ計画は、事業場規模50人未満の事業場については、令和5年4月1日～12月31日に賃金引上げを実施している場合は不要(実績の提出は必要)。

【対象事業場】

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の事業所内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成

『キャリアアップ助成金』

- ① 正社員化コース（有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換）
助成額；一人当たり80万円、60万円（大企業）を事業所に助成

※令和5年11月29日から拡充

雇用期間が3年以内の労働者の制限が撤廃された。

- ② 障害者正社員化コース
- ③ 賃金規程等改定コース
- ④ 賃金規程等共通化コース
- ⑤ 賞与・退職金制度導入コース
- ⑥ 社会保険適用時処遇改善コース(年収の壁対策関連)

ご清聴ありがとうございました。
働き方改革推進支援センターをご活用下さい。

みやざき働き方改革推進支援センターの概要

(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

(電話) フリーダイヤル 0120-975-264

(FAX) 0985(27)1871

(メール) hk45@mb.langate.co.jp

(住所) 宮崎市橘通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302

(ホームページ) <http://hatarakikatakakaku.mhlw.go.jp/>